

内水面漁場計画の変更案（新旧）

1 内水面漁場計画の変更案

- ・令和7年4月に高知県漁業調整規則を改正し、ます類の冬季（12月1日から翌年2月15日まで又は10月1日から翌年2月末日まで）採捕禁止規定を撤廃する予定
- ・この規則改正に伴い、あまご漁業の漁業時期を変更しようとするもの
- ・なお、内水面漁場管理委員会の委員会指示により、これまでどおり、ます類の冬季採捕を原則禁止することとし、漁業権行使規則又は遊漁規則に当該期間の採捕について規定した場合は、キャッチアンドリリースに限り冬季のます類の採捕を認めることとする予定

漁業権番号	漁場の位置	漁業の種類	漁業時期	
			変更案	現行
内共第 501 号	野根川	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 502 号	西の川	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 503 号	羽根川	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 505 号	奈半利川 (上流)	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 506 号	安田川	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 507 号	伊尾木川 安芸川	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 508 号	赤野川	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 512 号	鏡川	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 515 号	四万十川 (上流)	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 516 号	四万十川	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>
内共第 517 号	松田川	あまご漁業	<u>1/1～12/31</u>	<u>3/1～9/30</u>